

## 地域防災計画（原子力災害対策）について

### ○原災法の改正

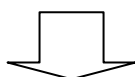
敦賀原発等4施設の関係周辺都道府県として岐阜県を位置づけ

### ○県独自の放射性物質拡散シミュレーション結果

風向き、降雨など気象条件によっては30kmを超える範囲にも影響が及ぶ可能性

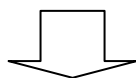
### ○国の原子力災害対策指針の策定

安定ヨウ素剤投与の判断基準や、モニタリング実施方法などが具体化されず  
UPZ（概ね30km）内の対策を中心とした記述にとどまる



- ・「原子力災害対策計画」として分冊化し記載を充実  
※現在は県地域防災計画の「一般対策計画」の一部に位置づけ
- ・UPZ内、UPZ外におけるモニタリング実施方法や避難対策などを記載

⇒ H25年3月下旬に防災会議を開催し修正



- ・地域防災計画の修正を踏まえ、原子力防災訓練を実施  
【日時：平成25年3月23日(土)午前】

# 地域防災計画（原子力災害対策）の修正（案）概要

## 第1章 総則

- 1 UPZのほか、県独自のシミュレーション結果を踏まえた対策強化地域を設定

## 第2章 事前対策

- 2 原災法に基づく防災体制の強化
- 3 通信手段の確保
- 4 モニタリング設備・機器の整備
- 5 屋内退避、避難等活動体制の整備
- 6 安定ヨウ素剤の配布・服用の手順とこれを踏まえた配備

## 第3章 緊急事態応急対策

- 7 県の活動体制
- 8 緊急時モニタリング活動
- 9 屋内退避、避難等の防護活動
- 10 安定ヨウ素剤の配布準備・服用指示

## 第4章 中長期対策

- 11 原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策

## 第5章 複合災害対策

- 12 複合災害に備えた事前対策と応急対策

## 【第 1 章 総則】

### 1 UPZ（緊急時防護措置準備区域）のほか、県独自のシミュレーション結果を踏まえた対策強化地域（UPZに準じて対策を強化する地域）の設定

#### （1）基本的な考え方

以下の考え方に基づき、UPZ及び対策強化地域を設定する。

- ・原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の改正により、本県が敦賀原発等福井県内の4原子力施設の関係周辺都道府県として法的に位置付けられたこと
- ・原子力災害対策指針（以下「指針」という。）が策定され、原子力発電所から概ね30kmがUPZとして位置づけられたこと
- ・本県で実施した放射性物質拡散シミュレーション結果により、UPZを超えた地域においても対策の必要性があること

#### （2）具体的な内容

- ・UPZ

市町村名	地区名
揖斐川町	・坂内川上地区 ・藤橋地域の門入地区・塚地区のうち、原子力施設から30km圏内の地域

- ・対策強化地域

県のシミュレーションの結果、以下のケースとなる可能性が示された地域

- ①甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ②実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ③実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域

注）放射性物質の拡散は、災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、空間放射線量の実測値等を踏まえ、UPZ及び対策強化地域以外の市町村においても、柔軟な対応をとる

## 【第2章 原子力災害事前対策】

### 2 原災法に基づく防災体制の強化

#### (1) 基本的な考え方

原災法の改正により、本県が敦賀原発等福井県内の4原子力施設の関係周辺都道府県として法的に位置付けられたことに伴い、法に基づいて「原子力事業者防災業務計画の協議」及び「報告の徴収、立ち入り検査」を実施する。

#### (2) 具体的な内容

##### 1) 原子力事業者防災業務計画の協議

- ・福井県内の4原子力事業者は、防災業務計画の修正を、本県と協議
- ・揖斐川町の意見を、必要に応じて原子力事業者との協議に反映

##### 2) 報告の徴収、立ち入り検査

- ・必要に応じ、原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われているか確認

※「異常時の通報・連絡並びに平常時の情報交換体制」については、従前から事業者との交換文書に基づき確立済み

### 3 通信手段の確保

#### (1) 基本的な考え方

大規模災害・事故発生時に、情報通信・連絡機能を維持し、原子力災害に関する情報の収集・伝達・共有を円滑に行うため、専用回線網の整備及び通信経路の多様化を図る。

#### (2) 具体的な内容

##### 1) 原子力防災ネットワークシステム（地上系回線）の整備

- ・県庁、揖斐川町、オフサイトセンター、揖斐総合庁舎を結ぶ専用回線を整備し、電話、FAX、TV会議システムの機能を確保

##### 2) 上記システムのバックアップシステム（衛星系回線）の整備

- ・上記専用回線が寸断された場合に備え、衛星通信専用回線を整備

### 4 モニタリング設備・機器の整備

#### (1) 基本的な考え方

本県の初動緊急時モニタリング方針<sup>\*1</sup>に基づき、設備・機器の整備を行う。

また、SPEEDIネットワークシステム<sup>\*2</sup>端末を導入し、モニタリング重点区域の見直し、避難方法等の判断の参考に活用する。

※1 第一段階として県全域をくまなく速やかにモニタリングし、放射性物質による影響の全体像をつかむとともに、第二段階として、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域において重点的なモニタリングを行うこと

※2 緊急時に、気象条件や地形情報などから放射性物質の環境への拡散を平面的に予測できるシステム

## (2) 具体的な内容

### 1) 県全域を対象とした機器整備

- ・固定型モニタリングポストを12基配備し、県全域の監視機能を強化

	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域
固定ポスト	2	4	2	2	2

### 2) 対策強化地域への機器の重点配備

- ・ヨウ素サンプラーを2台配備し、県内への主な流入ルート（2ルート）の最上流部における監視を強化

- ・可搬型サーベイメータを20台\*配備し、機動力あるモニタリングを実施

※可搬型モニタリングポスト1台含む

	岐阜振興局	西濃振興局	揖斐事務所	中濃振興局	中濃事務所	東濃振興局	恵那事務所	飛騨振興局	合計
シンチレーションサーベイメータ	3	3	2	2	3	1	2	3	19
可搬型モニタリングポスト	—	—	1	—	—	—	—	—	1
放射性ヨウ素サンプラー	—	1	1	—	—	—	—	—	2

### 3) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）機器の整備・維持

- ・SPEEDIネットワークシステム端末を導入するとともに、表示計算範囲の広域化のための改修を実施

## 5 屋内退避、避難等活動体制の整備

### (1) 基本的考え方

原子力緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても、UPZや、対策強化地域においても事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、またその放出後は、避難の判断基準（OIL）に基づき避難を行うものとする。

この考え方に則った「原子力災害避難マニュアル」を策定し、市町村の避難計画策定を支援する。

#### 【OILの指標】

	数時間内に避難	1週間程度内に避難
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)

※拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず

## (2) 具体的な内容

### 1) 避難マニュアルの策定

- ・ 県内各市町村の避難所リスト、避難先の選定・調整の手順等を記載した汎用的マニュアルを作成

- ・ 避難先の選定・調整の手順、県内各市町村の避難所リスト
- ・ 避難元市町村、避難先市町村、県すべきこと（チェックリスト）  
避難者数の把握、避難先となる他市町村・他県との調整、輸送手段確保、一時集合場所の指定、駐車スペース確保、避難所開設、食料物資確保 等

### 2) 避難計画の策定

- ・ 県のシミュレーション結果を参考に、県は、以下の場合を想定した市町村の避難計画策定を支援

- ① 県内のUPZでOILに基づき避難を要する場合
  - ・ 揖斐川町内での避難（今年度内に計画を策定）
- ② 対策強化地域の一部地域<sup>\*</sup>でOILに基づき避難を要する場合
  - ※年間実効線量が100mSv以上となる可能性が示された市町
  - ・ 市町村境を超える避難（概ね平成25年度内に計画を策定）
- ③ 対策強化地域<sup>\*</sup>でOILに基づき避難を要する場合
  - ※年間実効線量が20mSv以上となる可能性が示された市町村
  - ・ 県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のWGで予定される検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
  - ・ 広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを行う

## 6 安定ヨウ素剤の配布・服用の手順とこれを踏まえた配備

### (1) 基本的な考え方

大気中に放出された放射性物質を含む空気の一団（プルーム）の通過が見込まれる場合、放射性ヨウ素による内部被ばくを回避することが重要であるため、屋内退避を行うことを基本とし、事態の推移に応じて安定ヨウ素剤を配付・服用指示する。

また、県のシミュレーション結果を踏まえた安定ヨウ素剤の配備を行う。

### (2) 具体的な内容

#### 1) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示

- ・ 国の指示に基づき、医療従事者の立会いのもとで配付し服用指示を行うことを原則とする

※配布場所例：市町村内のコンクリート造りの公共施設 等

※国が、安定ヨウ素剤服用指示の判断基準、配布手順等を指針に明示した段階で、所要の見直しを行う

## 2) 安定ヨウ素剤の配備

- ・西濃及び岐阜圏域の保健所に約25万人分を配備

※県のシミュレーションの結果、放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースであっても、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である

- ・このほか、シミュレーション結果を大きく超えた場合に備え、流通備蓄を約10万人分確保

## 3) その他

- ・原子力災害時に医療従事者の立会いのもと、円滑かつ迅速に安定ヨウ素剤を配付、服用できるよう、あらかじめ災害拠点病院等と連携

## 【第3章 緊急事態応急対策】

### 7 県の活動体制

#### (1) 基本的な考え方

原子力事業者から特定事象が発生した通報（原災法第10条通報）があった場合、又は原子力緊急事態となった場合には、知事を本部長とする原子力災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置し、情報収集・連絡体制、緊急時モニタリング体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図る。

#### (2) 具体的な内容

体制区分	設置タイミング	組織
警戒体制	警戒事象発生 of 通報	災害情報集約センターを設置
原子力災害警戒本部体制	特定事象発生 of 通報	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急対策チームを立ち上げ、部局横断的対応を実施</li><li>・指揮統括チーム、災害情報集約チーム、緊急時モニタリングチーム、医療救護チームを設置</li><li>・本部長：知事</li><li>・体制：全庁体制</li></ul>
災害対策本部体制	原子力緊急事態の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記の他、避難所支援チーム、食料物資チーム等計14チームを設置</li><li>・本部長：知事</li><li>・体制：全庁体制</li></ul>

### 8 緊急時モニタリング活動

#### (1) 基本的な考え方

屋内退避や避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要な情報を的確に把握するため、空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度の測定等を行う緊急時モニタリングを実施し、その結果を国等と共有する。

実施に当たっては、放射性物質放出情報、気象情報、県のシミュレーション結果及びSPEED Iの計算結果等をモニタリング地点・ルートの見直しの参考とする。

#### (2) 具体的な内容

##### 1) 初動時の緊急時モニタリング

- ・第一段階モニタリングとして、あらかじめ定めたモニタリングルートで、県全域の速やかなモニタリングを実施し、県内への影響の全体像を把握
- ・第二段階モニタリングとして、第一段階モニタリングの結果を基にモニタリング地点・ルートを設定し、避難等の防護措置の要否の境界線量となる地域で重点的なモニタリングを実施
- ・モニタリングの結果を踏まえ、随時、モニタリング地点・ルートを見直し



○緊急時モニタリングの実施方法

- ・モニタリングの実施に当たり、モニタリングルート・地点（全 19 ルート・約 180 地点）、測定手順等を定めたマニュアルをあらかじめ策定
- ・振興局・事務所ごとに、あらかじめ設定したモニタリングルートに従い、移動モニタリングを実施（1 ルート 2 名体制、1 日 2 巡回）

2) 国の緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングの実施

- ・国の原子力災害対策本部の総合調整に基づく緊急時モニタリング実施計画が策定された場合は、当該計画に基づくモニタリングを実施し、その結果を同本部に報告するなど、関係機関と密接に連携し、必要な支援を要請
- ・必要に応じて、国の緊急時モニタリング実施計画に基づくモニタリングの他、県独自のモニタリングを実施

9 屋内退避、避難等の防護活動

(1) 基本的な考え方

原子力緊急事態に至った場合において、県独自の予防的対応（屋内退避等）を行う必要があると認められる場合には、該当市町村の意見を聞いた上で、予防的対応を実施するよう市町村に指示する。

国により避難指示案が出された場合は、当該市町村へ指示案の内容を伝達し、速やかな対応を取るよう助言する。

(2) 具体的な内容

1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

- ・原子力緊急事態に至った場合、放射性物質放出前でも屋内退避（プルーム通過に対しては屋内退避を基本）
- ・県災害対策本部において、屋内退避指示の適否や対象地域を決定する場合、及びその解除を行う場合は、気象条件、事故状況、モニタリング結果等を踏まえ、該当市町村の意見を聞いた上で、総合的に判断

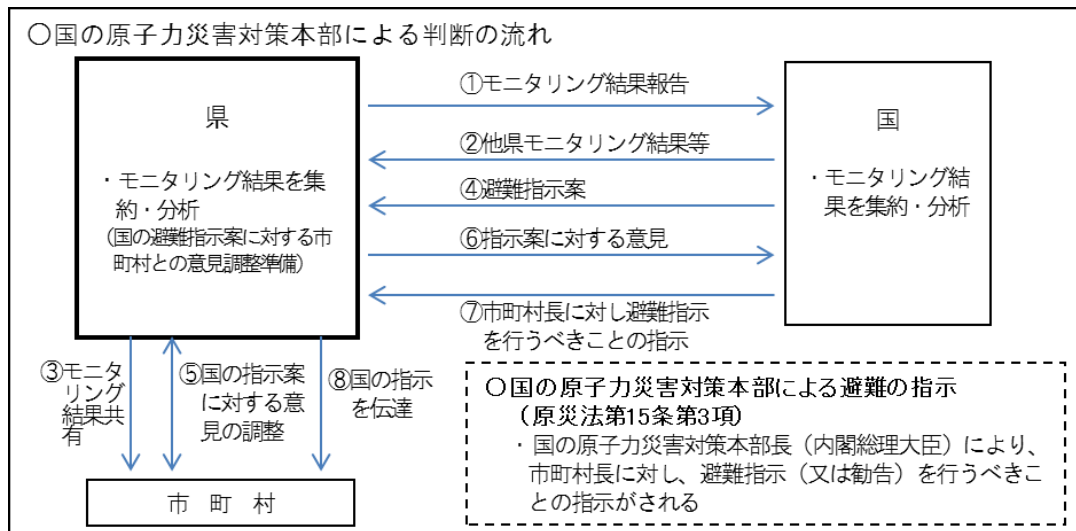
(◎は県独自の対応)

	UPZの地域	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域(旧市町村単位)		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 (ヨウ素吸入)	実効線量 100mSv/年の地域 (セシウム沈着)	実効線量 20mSv/年の地域 (セシウム沈着)
原災法 第 10 条	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備			
原災法 第 15 条 (原子力緊急事態)	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部 が必要と認める 地域について屋 内退避指示等		
ヨウ素サンプ ラーでの放 射性ヨウ素 検出	屋内退避継続 (特にモニタ リング強化)	◎屋内退避指示等 (特にモニタ リング強化)	◎県災害対策本 部が必要と認 める地域につ いて屋内退避 指示等	◎県災害対策本 部が必要と認 める地域につ いて屋内退避 指示等

- ・上表以外の地域においては、モニタリング結果等に応じて対応

## 2) 避難等に係る判断、指示

- ・避難等の判断は、O I Lの指標に基づく国による判断を基本
- ・県災害対策本部において、特に速やかな避難が必要と認めた場合は、該当市町村の意見を聞いた上で、県の判断により、市町村に避難等を指示



### 【O I Lの指標】

	数時間内に避難	1週間程度内に避難
避難の判断基準(OIL) (モニタリング実測値で判断)	毎時500 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)	毎時20 $\mu$ Sv (マイクロシーベルト)

※拡散シミュレーションでは、数時間内に避難を要する地域は県内に現れず

## 3) 避難の実施

- ・実効線量が年間10 mSvを超えないと想定される地域を避難先とすることを原則に、避難を実施
- ・県境を超える具体的な避難のあり方については、国、関係府県による「広域的な地域防災に関する協議会」のWGで予定される検討の結果等を踏まえ、考え方を整理
- ・広域避難に関する国の具体的な方針が示された場合には、必要な見直しを行う

## 4) 避難手段の確保

- ・自家用車などによる避難を原則とするが、これが困難な場合は、県及び市町村が準備する公共輸送機関の適切な組み合わせによる避難を実施

## 10 安定ヨウ素剤の配布準備・服用指示

### (1) 基本的な考え方

初動時に迅速な対応をとるため、県独自の判断に基づく安定ヨウ素剤の配布準備を行う。

プルームの通過が見込まれる場合は、屋内退避を基本とするが、安定ヨウ素剤の配布・服用指示に関しては、原則、国の判断に基づき、医療従事者の立会いのもと実施する。

配布場所例：市町村内のコンクリート造りの公共施設 等

## (2) 具体的な内容

### 1) 安定ヨウ素剤の配布準備

- 安定ヨウ素剤を速やかに配布できるよう、事態の推移に応じて、薬剤の調合開始、安定ヨウ素剤の搬送及び関係協力機関への医療従事者の派遣要請を行い、安定ヨウ素剤配布を準備

	UPZの地域	シミュレーション結果で甲状腺等価線量50mSv/週となる可能性が示された地域(旧市町村単位)
○原災法第10条通報	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備 ○振興事務所に安定ヨウ素剤を搬送	○保健所において、薬剤の調合開始 ○医療従事者派遣準備
○原災法第15条(原子力緊急事態)	○医療関係機関に医療従事者派遣要請	○市町村役場(振興事務所)に安定ヨウ素剤を搬送 ○医療関係機関に医療従事者派遣要請

### 2) 安定ヨウ素剤の配布・服用指示

- 国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者立会いのもと、避難住民に対し、安定ヨウ素剤を配付し、その服用を指示

※配布場所例：市町村内のコンクリート造りの公共施設 等

※国が、安定ヨウ素剤服用指示の判断基準、配布手順等を指針に明示した場合には、所要の見直しを行う

## **【第4章 中長期対策】**

### **1 1 原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策**

- ・ 環境放射線モニタリングの継続実施及び結果の公表
- ・ 各種制限措置の解除
- ・ 被災者の生活再建等の支援
- ・ 風評被害等の影響の軽減

## **【第5章 複合災害対策】**

### **1 2 複合災害に備えた事前対策と応急対策**

- ・ 東日本大震災を踏まえた応急対策実施上の留意点

# 平成24年度原子力防災訓練について

## 1 訓練概要

- ・日時：平成25年3月23日（土）午前
- ・訓練のねらい  
県地域防災計画の見直しを踏まえ、  
**「本部運営訓練」「モニタリング訓練」「避難訓練」等を実施し、県の防災体制の実効性の確認を行う**
- ・訓練の想定  
**敦賀原発で放射性物質が漏えいし、揖斐川町方面からのルートで流入**

## 2 訓練の柱

### (1) 災害対策本部運営訓練

- ・全市町村及び消防等関係機関との情報収集・伝達
- ・モニタリング結果及び専門家等の意見を踏まえた、**モニタリング重点化地域の決定、避難等防護策の方針協議**
- ・原子力防災ネットワークシステム（TV会議システム）を活用した県及び揖斐川町災害対策本部の情報共有・対応方針協議

### (2) 緊急時モニタリング訓練 **実動**

- ・可搬型放射線量測定器を用いたモニタリング

### (3) 安定ヨウ素剤調合・搬送訓練 **実動**（揖斐地域）

- ・安定ヨウ素剤の模擬調合及び搬送準備

### (4) 避難・スクリーニング訓練 **実動**（揖斐地域）

- ・住民の自家用車及びバスによる避難、スクリーニング（身体表面汚染検査）、除染設備設置